

琴平町 介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1114	訪問型独自サービス I・同一		1,168単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A2	2111	訪問型独自サービス I日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービス I日割・同一		38単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	1211	訪問型独自サービス II	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A2	1214	訪問型独自サービス II・同一		2,335単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A2	2211	訪問型独自サービス II日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービス II日割・同一		77単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービス III	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A2	1324	訪問型独自サービス III・同一		3,704単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A2	2321	訪問型独自サービス III日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービス III日割・同一		122単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2411	訪問型独自サービス IV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	266	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービス IV・同一		266単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A2	2511	訪問型独自サービス V	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	270	1回につき	
A2	2514	訪問型独自サービス V・同一		270単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A2	2621	訪問型独自サービス VI	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	285	1回につき	
A2	2624	訪問型独自サービス VI・同一		285単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(I)	100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算 II	リ 生活機能向上連携加算		(2) 生活機能向上連携加算(II)	200単位加算	
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000加算		
A2	6273	訪問型独自サービス 処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(3) で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス 処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(3) で算定した単位数の80%加算		

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用する。

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用する。

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える場合に使用する。

週1回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1111(1,168単位)」を使用する。

週2回程度の利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1211(2,335単位)」を使用する。

週2回を超える利用を想定する者は、原則としてこの単価×回数で請求する。ただし、提供回数が12回/月を超える場合は、「1321(3,704単位)」を使用する。